

\*「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」(改定版)第4章に基づく事業の進捗状況

## 1. 適正な自転車利用の推進

### (1) 自転車利用者に対するルール・マナーの普及啓発

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①自転車利用者の責務</b> (前/後期:常に適正利用に努める。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区広報、ホームページでの啓発。放置自転車対策、および自転車安全利用キャンペーン等機会を捉え、自転車の適正使用および安全利用を呼びかける。</li> <li>・豊島区自転車の安全利用に関する条例の周知徹底。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自転車の安全利用に関する意識の啓発および自転車の事故防止に努める。</li> </ul>
<b>②巡回指導員の配置</b> (前/後期:実施状況を検証し、放置の多い駅を中心に効果的に配置する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・17駅及びサンシャインシティ周辺でシルバー人材センターに巡回指導委託(年末年始祝日を除く平日)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施状況を検証し、放置の多い駅を中心に効果的に配置する。</li> </ul>
<b>③関係機関への啓発</b> (前/後期:各団体に対し随時実施する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊島区交通安全協議会を通じ、町会・商店会等の団体へ、自転車安全利用を含めた交通安全活動への取組みを依頼。</li> <li>・自転車商組合非加入の大規模店舗を対象に、自転車販売時に啓発リーフレットを購入者へ配布することを依頼。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係団体へ随時実施を依頼する。</li> </ul>
<b>④教育現場・高齢者施設等での安全指導の実施</b> (前/後期:交通安全指導のための警察官派遣を継続・推進する。啓発ビデオ等の教材の貸し出しを行う。委託警備員による街頭啓発を行う。小中学校自転車安全利用教室を継続実施する。小中学生に対する安全啓発チラシの配布を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区立小学校全校で実施している自転車安全利用教室支援(テキストブック、安全グッズを配布)。</li> <li>・幼稚園や保育園の児童、保護者へ、教材・チラシ等の配布による情報提供・啓発を実施。</li> <li>・子育て中の保護者(18回)や、高齢者(18回)を対象とした交通安全研修会の実施。</li> <li>・親子自転車安全利用教室の実施。</li> <li>・自転車ヘルメット購入補助事業実施。</li> <li>・警備員による自転車安全利用街頭啓発を実施(ウイ・ロード143日、池袋東西地域の巡回指導152日)。</li> <li>・地域交通安全推進委員等の協力による、放置自転車対策クリーンキャンペーンおよび自転車安全利用キャンペーンの中で自転車安全利用街頭啓発活動を実施(26回予定)。</li> <li>・公立私立中学校による職場体験学習を実施(4~5校を予定)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記の取組みを継続・発展させていく。</li> </ul>

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>⑤区報・ホームページ・CATV等を活用した啓発</b> (前/後期: 広報等による啓発活動を推進する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「広報としま」による交通安全啓発の実施。</li> <li>・区のホームページにより随時情報提供。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・更なる啓発活動を推進していく。</li> </ul>
<b>⑥放置自転車等対策クリーンキャンペーンの実施</b> (前/後期: 池袋、巣鴨、目白、大塚駅周辺での実施を継続する。駐輪場の新規整備および放置の状況に応じて範囲を拡大し随時実施する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・池袋、目白、巣鴨、大塚、新大塚の各駅でクリーンキャンペーンを継続実施(26回予定)。</li> <li>・目白駅での薄暮キャンペーンを継続実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の新規整備および放置の状況に応じて随時実施する。</li> <li>・新大塚駅で、文京区と共同キャンペーンを定期的実施する。</li> </ul>
<b>⑦自転車の歩道通行の検証・見直し</b> (前/後期: 随時検証を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・改正道路交通法施行による自転車の歩道通行要件の明確化を受け、警察、道路管理者との協働で、随時交通安全点検を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時検証を行う。</li> </ul>
<b>⑧道路交通法に基づく指導</b> (前/後期: 安全運転指導、無謀運転の取り締り強化を求めている。原付の違法駐車取り締り強化を求めている。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・警察による自転車の悪質運転等の取締を強化。</li> <li>・原動機付自転車を含めた自動二輪車に対する駐車違反の取締を強化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全運転指導、無謀運転の取り締り強化を求めている。</li> <li>・原付の違法駐車取り締り強化を求めている。</li> </ul>

## (2) 他の交通手段等の検討

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①バス等の他の交通手段利用の推進</b> (前/後期: 自転車および他の交通手段の利用状況の調査、交通事業者との調整等に努める。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去後の問い合わせ等で公共交通機関の選択等呼びかけ。</li> <li>・区の補助により一系統を地域公共バスと位置付け、延伸運行を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域公共バスの運営支援を継続する。</li> <li>・その他交通事業者との調整等に努める。</li> </ul>
<b>②歩くことの推奨</b> (前/後期: 広報、インターネット等による啓発を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・撤去後の問い合わせやクレーム処理の過程で至近距離での徒歩の選択を呼びかけ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広報、インターネット等による啓発を行う。</li> </ul>
<b>③レンタサイクルシステムの活用検討</b> (後期: 区はニーズや豊島区としての地域特性を十分に把握しつつ、他自治体や民間事業者等からの情報収集を通じ、その有効性につき更なる検討を行って行く。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レンタサイクル事業試行を休止(平成20年6月30日)。</li> <li>・情報収集等を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都、他自治体、民間、NPOなどの情報の収集・研究を行う。</li> </ul>

## 2. 放置自転車等防止対策の推進

### (1) 放置自転車等防止の徹底

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①放置自転車等の減少目標の設定</b> (後期:区内駅の自転車等の放置台数(都生活文化局統計ベース)を1,000台以下まで減少させることを目標とする。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>減少目標の達成のため②以降の施策を効果的に実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画期間終了までに、区内駅の自転車等の放置台数(都生活文化局統計ベース)を1,000台以下まで減少させるため、以下の施策を継続する。</li> </ul>
<b>②効果的な撤去の実施</b> (前/後期:放置禁止区域の新規指定や拡充、駐輪場の整備状況および放置状況等を踏まえ、効果的な撤去活動に努める。随時、撤去業務(委託内容、撤去体制やその回数等)内容の適正化に努める。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>放置が顕著な地域を重点的に撤去活動を強化。</li> <li>撤去回数を増加、夕方撤去を強化する。</li> <li>休日撤去の継続。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>放置禁止区域の新規指定や拡充、駐輪場の整備状況および放置状況等を踏まえ、効果的な撤去活動に努める。</li> <li>随時、撤去業務(委託内容、撤去体制やその回数等)内容の適正化に努める。</li> <li>休日撤去の回数及び地域を検証する。</li> </ul>
<b>③原因者負担の適正化</b> (前/後期:撤去保管にかかるコストに見合う撤去保管手数料の適正な金額を設定する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>撤去保管手数料 自転車5,000円、原付8,000円を徴収。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後とも、撤去保管にかかるコストに見合う撤去保管手数料の適正な金額を設定する。</li> </ul>
<b>④保管所の集約・拡大</b> (後期:保管所を4ヵ所以内に集約し、平成22年度の収容台数(6,080台)規模を維持する。) (後期:随時、保管所運営の業務委託内容の適正化に努め、必要に応じ(運営内容等の)随時見直しを図る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>コールセンターの民間事業者への委託を継続実施。運営内容の効率・適正などを検証。</li> <li>南池袋公園地下への駐輪場を併設する保管所の設置工事を契約する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管所を4ヵ所以内に集約し、駐輪場の整備とともに適正な収容台数を維持する。</li> <li>必要に応じ業務内容の検証・見直しを行う。</li> </ul>
<b>⑤返還事務の効率化</b> (後期:必要に応じ随時見直しを図る。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>警視庁のシステムを活用した返還事務の効率化を図る。</li> <li>複数回撤去対象者への啓発。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>保管所の効率的運営を図る。</li> </ul>
<b>⑥新たな放置禁止区域の指定</b> (前/後期:既指定駅については必要に応じ随時見直し・拡充等を図る。未指定駅については、駐輪場の整備等に伴い新たに放置禁止区域を指定する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>必要に応じて随時見直し、拡充を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>池袋駅など既指定駅については必要に応じ随時見直し・拡充等を図る。</li> <li>未指定駅については、駐輪場の整備等に伴い、新たに放置禁止区域を指定する。</li> </ul>

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>⑦撤去自転車のリサイクル事業の継続・推進</b> (前/後期:再生自転車の活用・販売を行う。再生自転車の海外無償譲与を行う。引き取り手のない撤去自転車を業者へ売却する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・年間約1,400台を区民販売や海外譲与、売却。</li> <li>・島根あさひ社会復帰センターへの事業協力。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記事業を継続的に実施推進していく。</li> </ul>
<b>⑧放置禁止区域以外の放置防止</b> (前/後期:必要に応じて長期放置自転車等の撤去・処分に努める。私有地内自転車の自己責任による処分の周知と啓発を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般住宅地等における警告活動を実施。</li> <li>・私有地内自転車の自己責任による処分の啓発を実施。</li> <li>・長期放置自転車等の処分を実施。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ適宜、警告翌日の特定撤去を継続。</li> <li>・左記事業を継続的に実施推進をしていく。</li> </ul>

## (2) 駐輪場の効果的利用方法の検討

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①駐輪場定期利用者に対する優先順位の明確化</b> (後期:駐輪場の整備状況に併せ随時見直し。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区内通学者および区外遠距離在住者についての優先順位を周知。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の整備状況に併せ随時見直しを行う。</li> </ul>
<b>②駐輪場への利用誘導</b> (前/後期:放置自転車等対策クリーンキャンペーンによる利用誘導。巡回指導員の配置強化。地域の連携強化。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・放置自転車等対策クリーンキャンペーンによる利用誘導。</li> <li>・午後及び休日の放置自転車防止パトロールを引き続き実施する。</li> <li>・撤去後の問い合わせ等で駐輪場を案内。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・左記事業を継続的に推進をしていく。</li> <li>・標示板およびホームページ等による誘導周知の充実を図る。</li> </ul>
<b>③効率的駐輪場運営の検討</b> (前/後期:指定管理者導入推進等による効率的運営。駅までの距離や利便性に応じた利用料金の設定。地域特性をふまえた開場時間の設定。利用しやすい駐輪場へのハード・ソフト両面からのリニューアル。わかりやすい案内板、誘導サインの整備。利用率向上のためのインセンティブ施策の実施。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・巣鴨地区、目白地区自転車駐車場の指定管理者による運営継続。</li> <li>・指定管理者の導入拡大を検討。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定管理者導入推進等による効率的な運営を継続する。</li> <li>・駅までの距離や利便性に応じた利用料金を設定する。</li> <li>・地域特性をふまえた開場時間を設定する。</li> <li>・利用しやすい駐輪場へのハード・ソフト両面からのリニューアルを行う。</li> <li>・わかりやすい案内板、誘導サインを整備する。</li> <li>・利用率向上のためのインセンティブ施策を実施する。</li> </ul>

### 3. 施設整備の推進

#### (1) 駐輪場の整備

##### 1) 池袋副都心(池袋駅東口周辺、池袋駅西口周辺、サンシャインシティ周辺)

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①北口線路脇用地を活用した駐輪場施設の整備</b> (前期:鉄道事業者から用地の無償提供を受け、概ね100台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。) (後期:施設の運営を継続する。)	・平成20年12月5日「池袋駅北口第二自転車駐車場」(自転車80台)として開設。  ・運営を継続中。	・運営を継続する。
<b>②国道254号線六ツ又交差点脇の歩道を活用した駐輪場施設の整備</b> (前期:道路管理者と区が連携し、歩道の一部に概ね50台規模の駐輪場施設を整備し、運営を行う。) (後期:施設の運営を継続する。)	・平成20年6月14日「池袋六ツ又交差点登録制自転車置場」(自転車67台)として開設。  ・運営を継続中。	・運営を継続する。
<b>③国道254号線六ツ又交差点陸橋下敷地を活用した駐輪場施設の整備</b> (前期:道路管理者と区が連携し、歩道の一部に概ね45台規模の駐輪場施設を整備し、運営を行う。) (後期:施設の運営を継続する。)	・平成22年12月1日「池袋六ツ又陸橋自転車駐車場」(自転車置場45台)として開設。 ・平成24年8月条例化。  ・運営を継続中。	・運営を継続する。
<b>④駅前公園横業務用通路を活用した駐輪場施設の整備</b> (前期:鉄道事業者から用地の無償提供を受け、概ね200台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。) (後期:施設の運営を継続する。)	・平成25年2月「池袋駅東第二自転車駐車場」(自転車200台)として開設。  ・運営を継続中。	・運営を継続する。
<b>⑤ウイロード隣接地施設内での駐輪場施設の整備</b> (前期:鉄道事業者から業務用施設の地下部分の提供を受け、概ね200台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。) (後期:施設の運営を継続する。)	・平成19年4月2日「ウイロード自転車駐車場」(自転車160台)として開設。  ・運営を継続中。	・運営を継続する。
<b>⑥有楽町線地下通路を活用した駐輪場施設の整備</b> (前期:鉄道事業者から地下通路部分の無償提供を受け、概ね550台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。) (後期:施設の運営を継続する。)	・検討中。	・平成27年度までに、概ね550台規模の駐輪場施設を整備。

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>⑦プラザ駐輪場の収容台数の拡大</b> (前期:鉄道事業者等の区分所有者間で協議のうえ、収容台数を概ね1,500台規模へ拡大する。) (後期:区分所有者は施設の運営を継続する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18年10月自転車1,470台へ収容台数を拡大。</li> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者により施設の運営を継続する。</li> </ul>
<b>⑧メトロポリタン駐車場東側用地の活用検討</b> (前/後期:鉄道事業者と区が用地の活用につき検討を行う。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道事業者と区が用地の活用につき検討を行う。</li> </ul>
<b>⑨池袋駅東自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。</li> </ul>
<b>⑩池袋駅北自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。</li> </ul>
<b>⑪池袋駅西自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。</li> </ul>
<b>⑫池袋駅東口第二自転車置場の暫定活用継続</b> (前/後期:暫定活用を継続する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年4月1日「池袋東大橋下登録制自転車置場」(自転車80台)として開設。</li> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続する。</li> </ul>
<b>⑬グリーン大通り登録制自転車置場の暫定活用</b> (前期:暫定活用を継続する。) (後期:他の駐輪場整備の状況等により活用の見直しを行う。)	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>⑭により平成26年3月廃止予定。</b></li> <li><b>*参照:資料24-2</b></li> </ul>	
<b>⑭南池袋公園内への駐輪施設の整備</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成26年1月南池袋公園地下へ当初は駐輪施設(自転車概ね1,100台)として開設予定。</li> <li><b>*参照:資料24-2</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続する。</li> </ul>

<p><b>⑮活用可能な用地等の検討</b> (前／後期: 放置の実情や既存施設の利用状況、地区の開発情勢等を総合的に勘案しつつ、駐輪場用地として可能な用地の検討を行う。)</p>	<p>・検討する。</p>	<p>・放置の実情や既存施設の利用状況、地区の開発情勢等を総合的に勘案しつつ、路上駐輪場等の可能性も含め、駐輪場用地として可能な用地の検討を行う。</p>
<p><b>⑯放置禁止区域の拡大検討</b> (前／後期: 新規駐輪場施設の整備、および放置の実情等に併せて、随時拡大を図る。)</p>	<p>・<b>⑭の開設に併せ、池袋駅東口周辺放置禁止区域の拡大を図る。</b> <b>*参照: 資料24-2</b></p>	<p>・上記①から⑮の事業実施に併せ、区域の拡大を検討・実施する。</p>

## 2) 大塚駅

施策内容	総合計画期間内の実績 平成25年度の主な取組み	今後の事業計画等
	<p><b>① 駅改良に伴う駅周辺開発に併せた駐輪場施設の整備</b> (前／後期: 駅改良に伴い検討している駅周辺開発に併せ、附置義務分を含めた一定規模の駐輪場施設を鉄道事業者等で整備・運営する。)</p>	<p>・平成25年9月駅ビル地階へ駐輪場(附置義務198台を含む自転車506台)を整備。 <b>*参照: 資料24-3</b></p>
<p><b>② 南口駅前広場地下部分を活用した駐輪場施設の整備</b> (前／後期: 鉄道事業者の協力により、広場地下部分の無償提供を受け、収容台数1,000台規模の駐輪場施設の整備、運営を行う。)</p>	<p>・平成25年度工事着工予定。 <b>*参照: 資料24-3</b></p>	<p>・平成29年春の開設を目指し、概ね1,000台規模の駐輪場施設を計画。</p>
<p><b>③ 暫定無料置場の集約および有料駐輪場施設への転用</b> (前／後期: 無料置場の場所を集約して、収容台数が概ね500台規模の有料駐輪場施設への転用を図る。)</p>	<p>・平成21年度、北口へ有料自転車駐車を整備。 ・「大塚駅南口登録制自転車置場」、「大塚台公園内登録制自転車置場」を有料化し暫定開設。  ・運営を継続する。</p>	<p>・②の整備に併せ登録制置場を見直す。</p>
<p><b>④ 放置禁止区域の指定</b> (前／後期: 有料駐輪場施設の整備および無料置場の有料化に伴い、新規に放置禁止区域を指定し、条例に基づき撤去を開始する。)</p>	<p>・③整備に伴い、平成21年6月1日「大塚駅周辺放置禁止区域」を指定。条例に基づく即日撤去開始。  ・条例撤去を継続する。</p>	<p>・条例撤去を継続する。</p>

### 3) 巢鴨駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>① 巢鴨駅第三自転車駐車場の運営継続と拡大</b> (前/後期: 鉄道事業者の協力により引き続き駐輪場用地の提供を受け指定管理者による運営を継続する。また、鉄道事業者が今後、交通局営業所の改修等を行う際には、駐輪場用地として区は現在の2倍程度の提供を受け、概ね260台規模の駐輪場として再整備を行う。)	・平成22年4月1日より指定管理者による運営を開始。	・指定管理者による運営を継続する。
	・平成26年1月東京都交通局敷地内東側へ移転開設(自転車・原付併せて概ね170台)予定。 *参照: 資料24-4	
<b>② 駅ビル開発に併せた駐輪場の整備</b> (前期: 商業施設の開発を伴う駅改良に併せて、鉄道事業者等で附置義務分を含めた駐輪場施設を整備・運営する。(概ね120台規模 ※うち60台規模は商業施設としての附置義務に基づく))。 (後期: 鉄道事業者等は駐輪場の運営を継続する。)	・平成22年3月25日「アトレヴィ巢鴨駐輪場」(付置義務51台を含む127台)開設。	・所有者により施設の運営を継続する。
	・所有者により運営を継続中。	
<b>③ 国道17号(白山通り)の歩道を活用した駐輪場施設の整備</b> (前期: 道路管理者と区が連携し、歩道拡幅事業に併せ駐輪場施設の整備を行う。(概ね100台規模)) (後期: 駐輪場の運営を継続する。)	・平成21年4月1日「巢鴨駅北口白山通り自転車駐車場」(104台)として条例化。24年11月30日87台増設。 ・平成22年4月1日より指定管理者による運営を開始。	・指定管理者による運営を継続する。
	・指定管理者により運営を継続中。	
<b>④ 巢鴨駅北自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期: 指定管理者による運営を継続する。)	・指定管理者により運営を継続中。	・指定管理者による運営を継続する。
<b>⑤ 巢鴨駅南自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期: 指定管理者による運営を継続する。)	・指定管理者により運営を継続中。	・指定管理者による運営を継続する。
<b>⑥ 活用可能な用地等の検討</b> (前/後期: 放置の実情や既存施設の利用状況、地区の開発情勢等を総合的に勘案しつつ、駐輪場用地として可能な用地の検討を行う。)	・利用可能な用地を検討。	・放置の実情や既存施設の利用状況、地区の開発情勢、地元要望等を総合的に勘案しつつ、路上駐輪場の可能性も含め、駐輪場用地として可能な用地の検討を行う。



#### 4) 目白駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①目白駅北自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	・平成21年4月1日より指定管理者による運営を開始。	・指定管理者による運営を継続する。
	・指定管理者による運営を継続中。	
<b>②目白駅東自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	・平成21年4月1日より指定管理者による運営を開始。	・指定管理者による運営を継続する。
	・指定管理者による運営を継続中。	
<b>③目白駅西自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	・平成21年4月1日より指定管理者による運営を開始。	・指定管理者による運営を継続する。
	・指定管理者による運営を継続中。	
<b>④放置禁止区域の検討</b> (後期:放置の実情等に併せて、随時拡大を図る。)	・条例撤去を継続する。	・放置の実情に併せ放置禁止区域の拡充を検討する。

#### 5) 駒込駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①駒込駅北自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	・平成22年4月1日より指定管理者による運営を開始。	・指定管理者による運営を継続する。
	・運営を継続中。	

#### 6) 北池袋駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①北池袋自転車置場の暫定活用継続</b> (前/後期:道路管理者から引き続き用地の無償提供を受け暫定活用を継続するとともに、現行収容台数(122台)の見直しおよび有料駐輪施設への転用を検討する。)	・道路管理者から引き続き用地の無償提供を受け暫定活用を継続中。	・暫定活用を継続するとともに、現行収容台数(122台)の見直しおよび有料駐輪施設への転用を検討する。
<b>②放置禁止区域指定の検討</b> (前/後期:放置禁止区域指定の検討を行う。)	・検討中。	・①の既存施設有料化に併せ、他の駐輪場整備に併せ他放置禁止区域の指定を検討する。

7) 下板橋駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<p><b>①下板橋自転車置場の暫定活用継続</b>                      (前/後期:240台規模の有料駐輪場施設(コイン式自転車置場)として暫定活用を継続する。)</p>	<p>・運営を継続中。</p>	<p>・自転車240台収容のコイン式自転車置場として暫定活用を継続する。</p>

8) 椎名町駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<p><b>①環状6号線の拡幅に伴う高架下用地を活用した駐輪場施設整備の検討</b>                      (前/後期:用地の活用につき道路管理者と協議を重ねていく。)</p>	<p>・平成23年3月23日「椎名橋自転車駐車場」(自転車670台)として開設。</p> <p>・運営を継続中。</p>	<p>・運営を継続する。</p>
<p><b>②椎名町公園内登録制自転車置場の暫定活用継続</b>                      (前/後期:当面は205台規模の有料駐輪場施設(登録制置場)として暫定活用を継続する。)</p>	<p>・平成23年3月「椎名橋自転車駐車場」整備により廃止。</p>	/
<p><b>③椎名町南口駐輪場の運営継続</b>                      (前/後期:鉄道事業者が運営を継続する。(200台規模))</p>	<p>・椎名町駅舎改築および自由通路整備に伴い、平成22年2月末営業終了。</p>	/
<p><b>④椎名町北口第一自転車置場の廃止</b>                      (前期:環状6号線の拡幅に伴い廃止する。)</p>	<p>・平成23年3月「椎名橋自転車駐車場」整備により廃止。</p>	/
<p><b>⑤放置禁止区域の拡大検討</b>                      (前/後期:環状6号線の拡幅に伴う高架下用地の活用により駐輪場施設が整備できた場合には放置禁止区域の拡大を検討する。)</p>	<p>・平成20年7月拡充。</p> <p>・<b>椎名町駅周辺放置禁止区域を拡充を検討。</b>                      *参照:資料24-5</p>	<p>・条例に基づく即日撤去を継続。                      ・放置の事情にあわせて放置禁止区域の拡充を検討。</p>

## 9) 東長崎駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①駅の改良に併せた駐輪場の整備</b> (前期:駅の改良に併せて、駅の南北口にバランス良く鉄道事業者が概ね600台規模の駐輪場施設の整備・運営を行う。) (後期:鉄道事業者が駐輪場の運営を継続する。)	・平成20年3月、駅舎改築工事に併せて、西武鉄道により駅の南北口に600台の駐輪場施設の整備。  ・運営を継続中。	・鉄道事業者が運営を継続する。

## 10) 東池袋駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①東池袋登録制自転車置場の活用継続</b> (後期:道路管理者の協力により首都高速高架下の用地の無償占用を継続し、当面は360台規模の登録制自転車置場として継続活用を行う。道路管理者の協力により、都道音羽・池袋線(日の出通り)用地の無償提供を受け、歩道を活用した100台規模の登録制自転車置場として継続活用を行う。)	・地下通路整備工事のため一部移転(平成24年9月から平成27年3月予定)。	・運営を継続活用する。

## 11) 要町駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①歩道等活用による駐輪場施設整備の検討</b> (前/後期:駐輪場施設として活用可能な用地につき道路管理者等と検討を重ねていく。)	・平成20年3月1日「要町駅路上自転車駐車場」(自転車120台)として開設。 ・平成22年4月及び6月増設(307台)。  ・運営を継続中。	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。
<b>②要町駅北自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	・運営を継続中。	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。
<b>③要町駅南自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	・運営を継続中。	・運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。

## 12)千川駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①歩道等活用による駐輪場施設整備の検討</b> (前/後期:駐輪場施設として活用可能な用地につき道路管理者等と検討を重ねていく。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年3月1日「千川駅路上自転車駐輪場」(自転車365台)として開設。</li> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。</li> <li>駐輪場施設として活用可能な用地につき道路管理者等と検討を重ねていく。</li> </ul>
<b>②千川駅北第一自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。</li> </ul>
<b>③千川駅北第二自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:道路管理者の協力により引き続き用地の無償提供を受け、運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東京都から引き続き用地の無償提供を受け運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路管理者の協力により引き続き用地の無償提供を受け、運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。</li> </ul>
<b>④千川駅西自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。</li> </ul>
<b>⑤千川駅南自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営を継続する。また、指定管理者の導入も併せて検討する。</li> </ul>

## 13)西巢鴨駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
<b>①西巢鴨駅自転車駐車場の運営継続</b> (前/後期:運営を継続し、随時、利用率の向上に努める。また、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年4月1日より指定管理者による運営を開始。</li> <li>運営を継続中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定管理者による運営を継続する。</li> </ul>

#### 14)新大塚駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
①関係機関との対策検討 (前/後期:駐輪場施設として活用可能な用地の確保や放置自転車等の対策の検討と併せ、隣接する文京区、道路管理者、鉄道事業者等の関係機関と協議し、整備方針を構築していく。)	・平成25年3月「新大塚駅路上自転車駐車場」(自転車146台)として開設。	・運営を継続する。
	・運営を継続する。	
②放置禁止区域の指定を検討 (前/後期:駐輪場施設の目処が付いた時点で放置禁止区域指定の検討を行う。)	・平成25年4月1日「新大塚駅周辺自転車等放置禁止区域」を指定。	・引き続き条例撤去を継続する。
	・放置禁止区域内の条例撤去を継続中。	

#### 15)落合南長崎駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
①南長崎自転車駐車場の運営継続 (前/後期:運営を継続するとともに、指定管理者の導入も併せて検討する。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年2月公園施設改築により再整備(自転車450台、原付20台)。</li> <li>・指定管理者による運営を開始。</li> <li>・指定管理者による運営を継続する。</li> </ul>	・指定管理者による運営を継続する。

#### 16)高田馬場駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
①神田川第一登録制自転車置場の暫定活用継続 (前/後期:暫定活用を継続する。)	・運営を継続中。	・当面は自転車60台収容の登録制置場として、暫定活用を継続する。

#### 17)雑司が谷駅

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
①活用可能な用地等の検討 (前期:新駅開設に併せ、活用可能な用地等の検討など、鉄道事業者等の関係機関との協議を重ね、整備方針を構築していく。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年4月1日「千登世橋自転車駐車場」(自転車80台)として開設。</li> <li>・平成21年4月1日より指定管理者による運営を開始。</li> <li>・平成21年7月1日「雑司が谷自転車置場」(コイン式75台)として開設。</li> <li>・平成25年4月「千登世橋自転車駐車場(自転車68台)」に統合。</li> </ul>	・指定管理者による運営を継続する。
	・指定管理者による運営を継続する。	
②放置禁止区域の指定を検討 (前期:駐輪場施設の目処が付いた時点で放置禁止区域指定の検討を行う。)	・放置禁止区域内の条例撤去を継続中。	・引き続き条例撤去を継続する。

## 18)板橋駅周辺

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
①放置禁止区域の指定	・平成19年4月1日放置禁止区域指定。	・引き続き条例撤去を継続する。
	・条例撤去を継続中。	

### (2)条例による附置義務駐輪場の整備と制度の見直し

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
①条例による附置義務駐輪場の整備と制度の見直し (前/後期:現在の条例対象施設につき条例に基づく立入検査を行い、附置義務の遵守を図る。集客力が高く自転車利用者が多く見られる施設等につき、その実態を検証した上で新たな附置義務制度につき検討する。)	・ <b>条例改正により制度の見直しを行う。</b> *参照:資料24-6	・条例の見直しを検討する。 ・既存の附置義務駐輪場の利用向上について検討する。

### (3)民間による駐輪場整備の奨励

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
①民間による駐輪場整備の奨励 (前/後期:国や(財)道路開発振興センター等による融資斡旋制度のPRを図る。官民協働による駐輪場整備のあり方について検討する。その他民間駐輪場運営支援を検討する。)	・国等による支援制度などについて積極的な情報の収集、提供を図る。 ・民間駐輪場、来客者用駐輪場の運営支援等を個別に検討する。	・駐輪場整備への支援制度について、情報の収集・提供を継続する。 ・民間駐輪場、来客者用駐輪場の運営支援等の個別検討を継続する。 ・施設の設置者及び管理者は利用向上についての工夫、近隣施設へ誘導等を行う。

### (4)自転車走行環境の整備

施策内容	総合計画期間内の実績	今後の事業計画等
	平成25年度の主な取組み	
①自転車道を含む走行環境の整備 (前/後期:自転車利用空間ネットワークの構築に努める。都市計画道路等の整備に伴い歩行者の安全に配慮した自転車走行環境レーンの確保を行う。道路占用物の整理に努める。沿道住民・商店街との協力による通行障害物の除去に努める。)	・劇場通りについて全区間1.3km整備完了(平成21年度)。 ・山手通りについて要町交差点以南1.3km整備完了(都施行、平成22年度)。 ・補助172号線について劇場通り～山手通り区間880m整備完了(都施行、平成22年度) ・検討中	・都市計画道路整備に併せ、他路線の整備について、道路管理者等と協議・検討する。
②歩道等を活用した駐輪場の整備 (前/後期:駐輪場施設整備目標台数を踏まえた整備を行う。 ・社会貢献を目的としたNPO法人等、その団体を十分に精査した上で、民間事業者による施設整備・運営を推進する。)	・検討中	・駐輪場施設整備目標台数を踏まえた整備を行う。 ・社会貢献を目的としたNPO法人等、その団体を十分に精査した上で、民間事業者による施設整備・運営を推進する。